

埼玉県地域医療構想の策定について

1 地域医療構想案策定までの経緯

平成28年3月 6月	平成27年度第3回医療審議会 地域保健医療計画等推進協議会
6～7月	6月定例県議会福祉保健医療委員会にて行政報告 関係者への意見照会・県民コメントの実施

2 地域医療構想案に対する主な意見と対応について

(1) 意見照会先及び照会期間

- ◆ 関係団体等(医療関係団体、保険者協議会)
 - 照会期間: 平成28年6月15日(水)～同7月29日(水)
- ◆ 市町村等 (各市町村、救急業務を有する一部事務組合)
 - 照会期間: 平成28年6月20日(月)～同7月15日(金)
- ◆ 県民コメント
 - 照会期間: 平成28年6月28日(火)～同7月25日(月)

(2) 地域医療構想の策定に関する主な意見と対応

意見	対応
意見 在宅医療等への対応を示してはどうか。	増加が見込まれる在宅医療等への対応を示してはどうか。 在宅医療等は、高度急性期から回復期、慢性期へ移行する患者の受け皿として極めて重要である旨を明記した。 さらに、在宅医療等に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士などの確保や育成、多職種連携体制の構築についても明記した。

意見	対応
入院患者の流出入についての県の考え方を示してはどうか。	各医療機関が担う医療機能を明確にし、医療機関相互の連携を図り、医療機能の分化・連携を進めていくことの重要である旨を明記した。 さらに、これらの取組が病床稼働率の向上に寄与し、結果として、将来の必要病床数の減少に結びつく旨を明記した。

意見	地域医療構想の実現に向け、医療機関、行政の役割を記載したほうがよい。
対応	病床の機能分化・連携は原則として医療機関の自主的な取組により行うことと、地域医療構想調整会議や基金を活用し、県がそれを支援していく旨を明記した。

(3) 実施に当たっての意見等

ア 医療機能の分化・連携

- ・住民が居住する地域内で適切な医療機関を選択できるよう、各医療機関の機能や提供する医療内容等を明確にし、住民に周知するよう努めてほしい。
- ・完結率が低い地域では、その向上に向けた体制強化に加え、高齢化に伴う病床等の確保が必要。また周産期及び小児医療の確保については県がフォローハンディ体制が望ましい。
- ・在宅医療の体制整備には訪問診療を行う医師の確保が必要であり、その対策が必要である。

イ 医療・介護連携

- ・ますます進む高齢化に対し、在宅医療や介護へのスムーズな移行が図られるようにしていただきたい。
- ・医療と介護の連携は不可欠であるが、市町村のみならず、引き続き県の関与が必要である。

3 今後のスケジュール

- H28年9月 県議会9月定例会に議案を上程
 10月 埼玉県地域医療構想策定
 11月～ 地域医療構想調整会議を構想区域ごとに設置、本構想の実現に向けて協議
- H29年3月頃 国の医療計画作成指針公表(予定)
 4月～ 第7次埼玉県地域保健医療計画の策定作業(地域医療構想調整会議の結果を反映)